



## Newsletter

ATSUMI & SAKAI  
TOKYO | NEW YORK | LONDON | FRANKFURT  
www.aplawjapan.com

2022年2月24日

No.IDA\_018

# インドにおける事業主体としての LLP（有限責任事業組合）

執筆者：弁護士 丹生谷 美穂 / 外国法事務弁護士（インド法）アシッシ・ジェジュルカール

### 概要

インドでは 2008 年に「The Limited Liability Partnership Act, 2008」（LLP 法）により、LLP（Limited Liability Partnership：有限責任事業組合）が考案されました。本稿では、LLP と会社に適用される税制を比較検討します。どちらが明確に優位にあるとは言えず、会社と LLP のいずれを選択するかは、個別の事情を検討して判断する必要があります。

現在、インドにおける外国直接投資（Foreign Direct Investment：FDI）は、ほとんどの分野について政府の承認を要することなく、100%まで認められています。また、インドにおいて設立され、外国投資を受ける企業の大半は、「2013 年 会社法」（以下、「会社法」）上の「会社」の形態をとっています。ご存じのとおり、会社は「法人」の最古の形態であることから、インドだけでなく世界中で利用されています。

会社形態は、有限責任であるという点において、個人事業やパートナーシップ等の伝統的企業形態に比して優位性があると言えます。すなわち、会社では、株主は株式資本に記載された金額を限度としてのみ支払い義務を負い、いったんこれを支払い、または引き受ければ、それ以上の会社の負債や債務については法的責任を負いません。これに対して、個人事業やパートナーシップはより個人に近い形態であり、事業主個人またはパートナー個人は、その個人事業またはパートナーシップの負債や債務について無限責任を負うこととなります。

このようなパートナーシップの置かれた不十分な状況に対処するために、インドでは 2008 年にリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法（The Limited Liability Partnership Act, 2008：LLP 法）が制定され、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ（LLP）が考案されました。しかし、LLP は、さまざまな理由——特に新しい形態であり、ビジネス界において不安感が払拭できな

かったことから、期待されたほどには定着しませんでした。サービス部門においてはLLP形態が使われつつあるものの、製造部門においては依然として会社形態が好まれていると言えます。

本稿では、LLPと会社に適用される税制について比較検討します。どちらが明確に優位にあるとは言えず、会社とLLPのいずれを選択するかは、個別の事情を検討して判断する必要があります。

LLPは、その社員（パートナー）とは別の独立した法人であり、継続的な継承を享受するという会社としての利点を持つと同時に、パートナーシップ構造ゆえの経営上の柔軟性を享受できるという、ハイブリッドな形態です。LLPには少なくとも2名の指定社員が必要であり、そのうち1名はインド居住者である必要があります。上述のとおり、自動承認ルート（事前に政府から承認を得る必要がなく、事後の届け出で足りる）によるFDIが100%許可され、かつ（単一ブランド製品の小売業のように）FDIに関する実績要件がない分野において、LLPには自動承認ルートによるFDIが許可されています。

ただ、製造部門に関して言えば、インドにおける製造業は大部分が会社形態によって経営されており、LLPによる事業はごく一部です。

従前は、会社は、分配された配当に対して20.56%（グロスアップ方式）の配当分配税（Dividend Distribution Tax : DDT）を支払う義務を負っており、株主は配当受領時には非課税とされていました。他方、LLPは、その社員への利益分配においては（配当と同様に）課税されず、その結果、全体的な節税効果がある点が、会社に比べての利点とされていました。

しかし、2020年4月1日をもってDDTは廃止され、会社は配当の分配に際してDDTを支払う義務がなくなり、株主は、その法的地位（国内会社か、外国会社か等）に応じて配当受領時に税金を支払う義務を負うことになりました。特に非居住者たる株主は、インドで受け取った配当に関する税率（および源泉徴収税）について、インドとの租税条約上の権利を申告することが可能です。

さらに、新規の製造会社については、最低で17%にまで引き下げられた低率の法人税の適用という、追加のインセンティブが設けられています（下記に詳述します）。

このようなDDTの廃止と法人税率の引き下げを考慮すると、会社形態の方がLLP形態よりもベターな場合が多いように思われます（しかし、個別の事業については、それぞれの事情を踏まえて具体的にご検討ください）。

なお、LLPについては、会社法に基づく会社と比較すると、LLP法に基づくコンプライアンスの要請が少ないと言えます。これにより、コストや関連する事務作業も削減されることとなります。

会社形態とLLP形態を比較した際の主な特徴は以下のとおりです。

項目	会社	LLP
<b>所得税</b>		
「1961年 所得税法」に基づく税率* (課徴金および健康教育目的税を含みます)	17.16% (新規設立製造会社について ※ただし、一定の条件を満たす必要があります)  25.17% (優遇税制を申告しない既存会社について)  29.12% (優遇税制を申告する既存会社で、2018-2019年度の売上高が40億ルピー以下の会社について)  34.95% (優遇税制を申告する既存会社で、2018-2019年度の売上高が40億ルピーを超える会社について)	34.95%
過小資本税制	過小資本税制規則が適用される。	過小資本税制規則は適用されない。

【所得税に関する会社（製造業）・会社（その他）とLLPの比較の例証】

例証	会社(製造業)	会社	LLP
利益(A)	100	100	100
利益に対する課税(B)	17.16	25.17	34.95
分配可能な利益残高 (C = A - B)	82.84	74.83	65.05
DDT(D)	0.00	0.00	0.00
外国株主への分配金額(E = C - D)	82.84	74.83	65.05
外国株主が負担する税金 (多くの租税条約で適用されている税率 10%を想定)	8.28	7.48	0.00
外国株主の税引き後の収入	74.56	67.35	65.05
インドにおける費用総額	25.44	32.65	34.95

項目	会社	LLP
<b>会社法/LLP法</b>		
多層的な投資会社や会社間ローン	多層的な投資会社や会社間ローンに対する制限あり	制限なし
会議	取締役会議および年次総会の実施に関する要件あり	要件なし
企業の社会的責任(「CSR」)	直近3会計年度の平均純利益の2%以上をCSRに関する活動に支出すること	適用なし
<b>事業構造</b>		
利益配分比率および出資比率	株主は、株式資本に対する自己の出資比率に応じて利益配分(配当等)を受ける。	パートナー間における出資比率と、利益/損失配分比率は異なりうる。
資本利子	会社は、株主に対して資本利子を付与することができない。	LLPは資本利子を付与でき、許可は不要である(LLP契約に従う)。
資本の払い戻し	払込が行われた後は、裁判所の許可がなければ、株主による資本の払い戻しはできない。  ※会社法に基づく買戻しや減資を通じて一部の払い戻しは可能。	パートナーは、資本の払い戻しを受けられる(LLP契約に従う)。
従業員向け従業員ストックオプション制度	可能	不可
取締役/指定パートナー	取締役は、株主である必要はない。	指定パートナーは、LLPのパートナーである必要がある。
<b>FEMA(インド外国為替管理法)</b>		
FDI	ほとんどの部門において、政府の事前承認を要することなく、100%までFDIが認められている。	一定の例外があるが、会社と類似の規則が適用される。 ※FDIに関する実績要件が存在する部門(単一ブランド製品の小売業部門等)では、LLPは認められていない。
外国からの借入	会社は、為替管理規制に従い、適格貸付人から貸し付けを受けることができる。	LLPは、外国から資金の貸し付けを受けることはできない。
<b>間接課税</b>		
GST等の間接課税	間接課税は、会社とLLPのいずれにも適用される。	
<b>現金の本国送金および撤退</b>		
利益余剰金の本国送金	法令上の承認は不要。配当としての本国送金に対する税金は、株主において課税される。  ※ただし、最終的な株主に到達するまでに複数の持株会社を経由して配当を行うケースでは、連鎖的な影響を避けるために、特別の規定が導入されている。これは、(i)配当を宣言し、かつ(ii)他の国内会社からの配当を受領している国内会社に適用される。既定の条件に従って配当が分配されている限り、当該配当について控除が認められる。	法令上の承認は不要。利益持分の本国送金に係る免税が、パートナーに適用される。
撤退の容易性	普通。 株式の売却または清算手続きにより撤退可能。	会社より容易。 持分の売却またはLLPの解散を通じて撤退可能。

以上のとおり、会社と LLP、どちらが明確に有利と言うことはできません。いずれがよいかは、該当する事業、キャッシュフロー、事業計画その他のパラメーターの具体的な分析によることとなります。

\*\*\*\*\*

\* 課徴金（10～12%）および4%の健康教育目的税を含みます。本記事記載の税率は、参照のみを目的としています。個別の事例については、閾値制限（売上高）、製造業の種類等につきご検証ください。

注1：本記事記載の情報は要約されたものであり、従って、一般的なガイダンスとしてのみ使用されることを意図しています。

インド財務省は2022年2月1日に国家予算を発表すると見込まれ、それにより上記の規定が改正、または新规定が追加される可能性があるため、その影響を注視する必要があります。

本記事は、特定の個人または企業の状況について言及することを意図していません。本記事の情報に依拠する場合は、特定の状況を精査したうえで適切な専門家による助言を受けるようにしてください。本記事は、綿密な調査および意見書に代わるものではありません。渥美坂井法律事務所・外国法共同事業は、本記事におけるいずれかの資料に基づき、行為を行った、または行為を差し控えた者が被った損失について、責任を負うことはいたしかねます。

注2：本記事執筆にあたっての Thacker & Associates, Chartered Accountants（インド・ムンバイ）によるご支援に感謝いたします。

## 執筆者

弁護士 [丹生谷 美穂](#)（パートナー、東京弁護士会）

Email: [miho.nuinoya@aplaw.jp](mailto:miho.nuinoya@aplaw.jp)

外国法事務弁護士（インド法） [アシッシュ・ジェジュルカール](#)（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: [ashish.jeurkar@aplaw.jp](mailto:ashish.jeurkar@aplaw.jp)

当事務所のインドプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

## お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム

Email: [ipg\\_india@aplaw.jp](mailto:ipg_india@aplaw.jp)

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。